

令和7年3月改定

令和7年4月改定

杉並区立四宮小学校いじめ防止基本方針

本校は、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定を受け、これまで以上に児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として以下のとおり「杉並区立四宮小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

1. いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 本校のいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの発生を見逃さず、学校として組織的にかつ迅速に対応するためにいじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得るものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。

3. 本校におけるいじめ防止などに関する取組

（1）いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の設置

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」として「いじめ対策委員会を設置する。
- ・委員会の構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任・学年主任・当該担任・養護教諭・コーディネーター・スクールカウンセラーとする。
- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案、児童の問題行動に係る情報共有、いじめ問題への調査・対応方法の協議を月に1回以上行う。

（2）未然防止に向けた取組

- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動の推進
- ・年3回以上の「いじめに関する授業」の実施
- ・年3回以上の校内研修の実施
- ・情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童に対する情報モラル教育の充実
- ・スクールカウンセラーによる、5年生児童の全員面接の実施

(3) 早期発見・事案対処に向けた取組

- ・いじめに関する調査を年3回（学期に1回）実施する。いじめやいじめの疑われる行為を発見した場合は、委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め、速やかに解決を図る。
- ・計画が着実に実施できるようにマネジメントを、副校長・生活指導主任が担当する。解決まで適宜、委員会を開き、迅速に対応する。
- ・毎週金曜日の「生活指導夕会」において、学年の様子や児童の様子を報告し、共通理解を図るとともに、全教員で見守り・指導を行う。
- ・「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、児童の実態把握を行うことで、教職員の未然防止に向けた対応能力の向上を図る。

(4) 記録の作成・保存

いじめに係る会議録、調査結果などの記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

4. 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

5. いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(1) 重大事態の定義

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生かの防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生への報告

いじめの重大事態が発生したときは、直ちに教育人事・指導課「学校問題対応支援係（CEDAR）」に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

イ 資料の収集・整理

いじめ重大事態が発生したときは、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、面談の記録、委員会の会議録及び学校の対応記録など重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

エ 調査結果等の報告と提供

調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童やその保護者に説明する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校は、調査の結果をふまえて、被害児童への支援や加害児童への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。

